

(1) 湯沢町総合計画について

総合計画は、町の基本構想と基本計画からなる、湯沢町まちづくり条例に基づき策定しなければならない、町の最上位計画です。

(抜粋) 湯沢町まちづくり基本条例（平成 23 年 3 月 30 日条例第 1 号）

（総合計画）

第 17 条 町は、将来のあるべき姿を明らかにする基本構想及びこれを実現するための基本計画（以下「総合計画」という。）を広く町民参画のもとに策定しなければならない。

- 2 総合計画は、行政評価や財政状況を踏まえて策定しなければならない
- 3 総合計画において実施する施策は、町民にわかりやすく公表しなければならない
- 4 総合計画以外に特定の政策分野における基本的な方向を明らかにする個別計画等を策定する場合は、総合計画との整合性を図るものとする。

現在の湯沢町総合計画（以下「現計画」という。）は、令和 2 年度にそれまでの計画を見直し新たに策定したものです。現計画の計画期間は以下のとおりです。また、現計画の概要は添付資料「湯沢町総合計画 2021-2030 ダイジェスト版」をご参照ください。

【現計画の計画期間】

基本構想：令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）10 年間

基本計画：（前期）令和 3 年度（2021 年度）～令和 7 年度（2025 年度）5 年間

（後期）令和 8 年度（2026 年度）～令和 12 年度（2030 年度）5 年間

今年度（令和 7 年度）は前期基本計画の最終年度となっていることから、令和 8 年度を初年度とした後期基本計画を今年度中に策定する必要があります。

(2) 湯沢町総合計画審議会について

湯沢町総合計画審議会は総合計画の策定にあたり、必要な事項を調査、審議する機関になります。

委員の任期は 5 年間となっており、町から委嘱させていただいております。

今年度は後期基本計画の策定年度にあたることから、町民アンケート（町民意向調査）の実施内容の確認や町長からの諮問内容の審議等、複数回審議を行っていただくことになります。